

## 知事翁長雄志が権利変換計画を違法認可

のうれん再開発ニュース第30号は平成27年9月18日の第2回臨時総会で第1号議案 定款の変更、第2号議案 特定業務代行者の選定が議決されたことを伝えている。

定款の変更の理由は理事の数を減らし130人の組合員を56人に減らすためだった。最後に残る者が永続的にA-1棟やマンションの支配者になることは見え見えだった。これまで「事業協力者」として社員数名を送り込み、「事業協力資金」として1千万円、貸付金として1千万円余をそっと出してきた影の支配者役をつとめてきた「金秀建設」はついに「特定業務代行者」の名の下に「全権」を握ったのだ。その詳細は別に報告することになるが、この事態を認可権者の県すなわち翁長雄志知事が知っていたことも見え見えだったが、これまで文書の上で証明できなかった。

平成28年12月28日次のように沖縄県に情報公開請求した。「那覇市が情報開示したところでは、27年9月18日整備事業組合は第1号議案 定款の変更、第2号議案 特定業務代行者の選定が行われたところ、沖縄県の認可文書として平成28年5月18日付、土都第239号（通知）を開示した。その平成28年4月8日付農防整組第28008申請文書と平成28年5月6日の知事の定款変更認可県指令土第351号文書の開示を求める。さらに平成4月20日付那覇市第18号で那覇市から送付された文書の開示も求める」

そして3通の文書が開示されたのだ。先ずA文書（平成28年4月8日）の認可申請文書の中に平成27年9月18日の定款変更認可申請文書があり、B文書により平成28年5月6日「県知事翁長雄志はその定款変更を認可した」ことが明白に示されている。二つの文書の日付に注意しよう。27年11月10日に権利変換計画認可があり、その後に認可申請が出され、知事が認可した。11月10日の権利変換計画認可は違法であり、無効だということだ。「定款」と「事業計画書」は権利変換計画の中核となる文書であり、そしてこれらの文書は翁長雄志知事が共同正犯であることも明示している。そして平成28年11月10日、法的にはこの日から立ち退き、明け渡し、仮処分など組合の悪徳業務が始まり、何も知らない素朴な相対（あいたい）業者や居住者は地獄の底へ突き落されたのだ。



# のうれん再開発ニュース ～第30号～

発行者：那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合  
沖縄県那覇市樋川2丁目6番1号（兼城ビル2F）

発行：平成 27年 10月 9日

## ◎ 平成27年度 第2回臨時総会が開催されました

日時：平成27年9月18日（金）  
場所：那覇教育会館 3階ホール  
時間：18:00～18:50  
組合員数：130名、  
（出席40名+書面議決提出38名+委任3名=81名）  
※過半数以上の出席があり、総会成立

### 第1号議案：定款の変更

#### 1. 第17条（役員の数等）

現行では、理事の数が10名以上15名となっているが、これを理事5人以上8人以内へと変更する。

変更理由としては、10月末に予定されている権利変換計画の認可後において、組合員数が、現在の130人から56人へ減となる見込みである為。

#### 2. 第50条（総会の議事）

これまで総会の議長については、理事長があたるとしていたが、公益社団法人 全国市街地再開発協会が例示する「標準定款」にならい、総会の議長は、出席した組合員のうちから選任するものとする。

### 第2号議案：特定業務代行者の選定

※上記各議案に関し、多数決により承認されました。



## ◎ 特定業務代行者が「金秀建設株式会社」に決定しました

本事業においては特定業務代行者を選定し、民間事業者の能力を活用して事業の円滑な推進を図る事を今年3月の総会で決定しました。

8月から9月にかけて選定手続きを行い、専門知識を有する有識者を含む選定委員会の審査結果を受け、9月18日に行われた平成27年度第2回臨時総会で、金秀建設株式会社を特定業務代行者として承認しました。

## ◎ 補償契約書の締結手続きについて

第1次・第2次明渡グループで補償費の仮払を行っている権利者様から順次連絡の上、補償契約書への締結等の手続きをお願いする予定です。地区内からの転居が完了した方は、上記の手続き等が完了した後に各市町村住民課等の窓口にて住所変更等の届けを行って下さい。

※ 契約は済んでないが、住所変更が必要な方は、事務局（下記連絡先）までお問い合わせ下さい。

## ◎ 建物等の明渡時期について

建物等の正式な明渡しは、権利変換計画の認可を受けた後となります。権利変換計画は、現在沖縄県が審査中で10月中旬以降に認可の見込みです。第1次・第2次の明渡しグループの方々の建物等の明渡し時期は10月末以降となる予定です。

（事前に転居先を確保された方等への補償金の仮払いは、引き続き対応しております。）

お問い合わせ等は、下記までご連絡下さい。  
那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合  
事務局：855-7318

## 公文書部分開示決定通知書

土都第1599号  
平成29年1月10日

上原 正稔 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



平成28年12月28日付けで請求のあった公文書の開示について、沖縄県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので、通知します。

1 公文書の表示	開示請求者が請求した内容	那覇市が情報開示したところでは、27年9月18整備事業組合は第1号議案 定款の変更、第2号議案 特定業務代行者選定が行われたところ、沖縄県の認可文書として、平成28年5月18日付、土都第239号（通知）を開示した。その中の平成28年4月8日付農防整組第28008申請文書と平成28年5月6日の知事の定款変更認可県指令土第351号文書の開示を求める。さらに平成28年4月20日付け那都市第18号で那覇市から送付された文書の開示も求める。
	知事が特定した公文書の件名	①平成28年4月8日付け 農防整組第28008号 文書 ②平成28年5月6日付け 沖縄県指令土第351号 文書 ③平成28年4月20日付け 那都市第18号 文書
2	開示を実施する日時	平成29年1月12日（木）午前・午後 2時00分
3	開示を実施する場所	沖縄県総務部総務私学課行政情報センター [電話番号(098)866-2139（直通）]
4	開示を実施しない部分	開示請求文書のうち法人情報に関する一部の情報
5	開示しないこととする根拠条文及び当該規定を適用する理由	規定：沖縄県情報公開条例第7条第4号に該当 理由：公開することにより、印影が偽造されるなどして、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがある（第4号該当）。
6	沖縄県情報公開条例第14条第2項に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	

A 文書

農防整組第 28008 号  
平成 28 年 4 月 8 日

沖縄県知事 翁長 雄志 様

那覇市樋川二丁目 6 番 1 号  
那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合  
理事長 新垣 幸助

定款の変更認可申請書

本事業組合は、平成 27 年 9 月 18 日及び平成 28 年 3 月 25 日の総会において、定款の変更を議決したので、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 157 条第 1 項の規定により、関係書類を添え申請します。

添付書類

1. 定款の変更認可申請書
2. 変更理由書
3. 新旧対照
4. 変更定款 (案)
5. 議事録

以上



沖縄県指令土第351号

B書

那覇市樋川二丁目6番1号

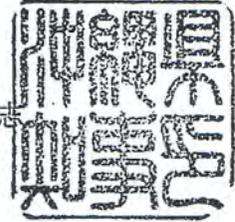
那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合

平成28年4月8日付け農防整組第28008号で申請のあった定款の変更については、  
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第15  
7条第1項の規定により認可します。

平成28年5月6日

定款変更の認可の日付

沖縄県知事 翁 長 雄 志





那都市第18号  
平成28年4月20日

沖縄県知事 翁長 雄志 様

那覇市長 城間 幹子



那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合定款の変更認可について（進達）

みだしのことについて、那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合 理事長  
新垣幸助より、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第157  
条第1項の規定に基づく定款の変更認可申請書の提出がありますので、進達い  
たします。



那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合 関係者名簿

権利交換計画の知事認可の日付  
平成27年11月10日現在

1. 理事・監事・相談役

	班	役職・肩書き	氏名	備考
1	9	理事長	新垣幸助	
2	5	副理事長	下地ノリ子	農連中央市場事業協同組合 代表理事
3	2	〃	當山清晏	
4	9	会計担当理事	石原久子	
5	10	事務局担当理事	仲本清俊	
6	7	理事	金城久森	
7	3	〃	上原隆	沖縄中央卸市場株式会社 代表取締役
8	4	〃	上原將光	
9	1	〃	池原盛雄	
10	8	〃	宮里隆夫	
11	4	監事	當眞嗣夫	
12	7	〃	中山健二	
13	4	相談役	花城清宜	準備組合前理事長
14		顧問	—	(不在)

平成26年6月2日 組合設立総会 第1号議案 役員承認

2. 事務局

		事務局長	田場茂樹	
		事務局員	島袋隆	特定業務代行者(金秀建設(株))
		〃	翁長邦浩	〃
		〃	金城正安	〃
		〃	比嘉力斗	〃
		〃	糸数 智	〃

4. コンサル

		コーディネーター	宮原義昭	(株)アール・アイ・エー代表取締役社長
		事業担当	岡田健司	(株)アール・アイ・エー
		〃	田畑弘之	〃
		補償担当	後田淳	(株)間瀬コンサルタント福岡支店長
		〃	中原康宏	(株)間瀬コンサルタント
		商業担当	江田強	(株)アイデア専務取締役
		〃	富山浩二	(株)アイデア